

事務連絡
令和7年3月13日

各都道府県番号制度主管部局 御中

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ参事官
(ID 認証・マイナンバー担当)
(情報提供ネットワークシステム担当)

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等の改定について

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定については、累次の事務連絡においてその対応を示してきたところですが、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書（以下「スマホ用電子証明書」という。）の普及等による状況の変化を踏まえ、累次の事務連絡の内容を整理し、「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について」（平成29年7月13日付内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡）別紙「DV・虐待等被害者に係る「不開示コード」等の設定に関する基本的な対応等について」を今般改定しましたので、お知らせいたします。

これに伴い、平成29年7月13日付内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について」、同月14日付内閣官房番号制度推進室事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について」、同年11月8日付内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する留意事項について」において示した対応のうち、DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に係る対応については、改定後の「DV・虐待等被害者に係る「不開示コード」等の設定に関する基本的な対応等について」によるようお願いいたします。

貴都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しまして周知されますようお願いいたします。

また、別紙のうち、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置並びに、マイナンバーカード及びスマホ用電子証明書の利用の一時停止等に関する記述については総務省自治行政局住民制度課と協議済みである旨申し添えます。

(問い合わせ先)
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
ID 認証・マイナンバー担当
吉越、朝倉、坂田
i.bangoseido@digital.go.jp
情報提供ネットワークシステム担当
北原、片岡、藤崎
johoteikyo-nws@digital.go.jp

DV・虐待等被害者に係る「不開示コード」等の設定に関する 基本的な対応等について

令和7年3月13日
デジタル庁デジタル共通社会機能グループ

1. 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。）に基づく情報連携の結果生じる情報提供等の記録は、同法第23条の規定により、当該情報提供等記録が個人情報保護法第78条第1項に規定する不開示情報に該当する場合にはその旨を記録することとされている。特にDVや虐待等の被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）の避難先の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報については人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当し得るものであり、マイナポータルの利用者本人及びその代理人は、マイナポータルにログインすることにより、原則として地方公共団体等の職員が関わることなく、利用者本人の情報提供等記録表示機能（やりとり履歴）による情報提供等記録や、自己情報表示機能による「わたしの情報」を閲覧できることから、DV・虐待等被害者に関する情報提供等記録等について、遺漏がないよう特段の注意をもって運用がなされる必要がある。

これを踏まえ、DV・虐待等被害者に関し、情報連携にかかる自治体中間サーバーの不開示コード、不開示該当フラグ、自動応答不可フラグの設定について、その基本的な対応を示す。

オンライン資格確認にかかる医療保険者等中間サーバーにおける対応については、別途所管府省から示された対応によらるたい。

なお、本紙は対応の基本的な考え方を示したものであり、個別のケースにおいては各地方公共団体の実情に応じて対応することを妨げるものではない。

2. 設定対象者

《ポイント》

- ア及びイの事実を確認の上、ウの「対象者からの申出」により判断。
- 避難先市町村に住民票を移しているか、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置（以下「住基DV等支援措置」という。）の対象者であるか否かを問わない。

ア DV・虐待等被害者であって、

イ 加害者の下から避難先市町村に避難しており、

ウ 不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を申し出る者

※ 情報連携におけるDV・虐待等被害者に対する支援措置の内容を把握していない者の申出に当

たつては、3の「想定されるケース」等について説明を行うこと。

ただし、ア・イに該当し、不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を要することが明らかな場合（あらかじめ把握している場合を含む。）には、ウの申出の有無に関わらず設定対象者とする事。

不開示コード等を設定する対象者については、住基 DV 等支援措置の対象者であるかを問わず、例えば、避難先市町村に住民票を移せていないが、当該避難先市町村から、行政サービスの提供を受けている者など、住民票を移していない DV・虐待等被害者を含むものであるが、その中でも、特に住基 DV 等支援措置の対象者については、住所情報を秘匿する必要がある者と考えられるため、確実に設定対象者とする事。

3. 想定されるケースと基本的な対応

《想定されるケース》

【ケース①：加害者が自らの情報提供等記録を確認することにより避難先市町村等が判明するケース】

○①－Ⅰ：避難先市町村が、避難元市町村に居住する加害者に係る情報照会をした場合に、加害者が自らの情報提供等記録を確認した際、当該避難先市町村からの照会記録があることにより当該 DV・虐待等被害者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

【ケース②：加害者が DV・虐待等被害者の自己情報又は情報提供等記録を直接確認することにより避難先市町村等が判明するケース】

○②－Ⅰ：DV・虐待等被害者が加害者の所在地に、マイナポータルへのログインにおいて必要となる、マイナンバーカード（個人番号カード用利用者証明用電子証明書¹が記録されたものをいう。以下同じ。）やスマホ用電子証明書²が記録されたスマートフォン（以下「証明書搭載スマホ」という。）を置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合に、加害者が DV・虐待等被害者の自己情報又は情報提供等記録を直接確認して避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

○②－Ⅱ：DV・虐待等被害者が未成年や成年被後見人であって、加害者がその法定代理人（父母や成年被後見人など）である場合、加害者が書面により被害者の情報提供等記録の開示請求を行い、当該記録を直接確認して避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

《基本的な対応のポイント》

○①－Ⅰでは、加害者に関する情報照会の都度、不開示コード設定が必要。

○②－Ⅰでは、マイナンバーカードやスマホ用電子証明書の利用の一時停止や、代理人設定の解除の依頼が基本。

これら手続き完了までの間、不開示該当フラグ及び自動応答不可フラグの設定、並

¹ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的法」という。）第 22 条第 1 項に規定する「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」をいう。

² 公的法第 35 条の 2 第 1 項に規定する「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」をいう。

びに被害者に関する情報照会の都度、不開示コード設定が必要。

○②－Ⅱでは、不開示該当フラグの設定及び被害者に関する情報照会の都度、不開示コード設定が必要。

個別の事案においては、同時に複数のケースに該当し得ることに留意し、対応すること。

《各ケースの対応の説明》

ケース①－Ⅰ：

- ・ DV・虐待等被害者が行う手続により、加害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定することにより、加害者がマイナポータルで自らの情報提供等記録を閲覧し、DV・虐待等被害者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報を得ることを防止する。

ケース②－Ⅰ：

- ・ 加害者の所在地にマイナンバーカードや証明書搭載スマホを置いたまま避難している場合には、DV・虐待等被害者に対し、マイナンバーカードコールセンターにマイナンバーカード、スマホ用電子証明書の利用の一時停止の連絡を行うほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やマイナンバーカードの再交付、スマホ用電子証明書を別のスマートフォンで再発行を行うよう説明。

なお、マイナンバーカードを失効させた場合には、カードに記録されている個人番号カード用利用者証明用電子証明書だけでなく、スマホ用電子証明書も併せて失効する。これに対し、マイナンバーカード、スマホ用電子証明書の利用の一時停止については、それぞれに対する措置となるため、被害者の状況（サービスの利用状況やスマホの携行状況）に応じて対応されたい（下表参照）。

ケース	対応
マイナンバーカードを置いたまま避難した場合	以下のいずれか対応 ・ マイナンバーカードの利用の一時停止の連絡 ・ マイナンバーカードの失効 ※ 必要に応じて再交付手続等の説明
証明書搭載スマホを置いたまま避難した場合	以下のいずれか対応 ・ スマホ用電子証明書の利用の一時停止の連絡 ・ スマホ用電子証明書の失効 ※ 必要に応じて再交付手続等の説明

※ 両方のケースに該当する場合は、状況に応じてマイナンバーカード及び証明書搭載スマホのそれぞれの対応をとること。

- ・ マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合には、DV・虐待等被害者自身が、マイナポータルにログインの上、当該代理人設定の解除を行うよう説明。
- ・ これらの手続（以下「カード利用停止等手続」という。）が完了するまでの間、以下の対応を取ること。

- －【情報提供者として】当該 DV・虐待等被害者の団体内統合宛名単位（個人単位）で不開示フラグ及び自動応答不可フラグを設定。
- －【情報照会者として】DV・虐待等被害者が行う手続により、被害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定。
- ・ カード利用停止等手続が完了したことを確認できた際には、当該フラグを解除。

※ なお、併せて、生活の本拠が避難先にある場合は、住民票を避難先市町村に移していただくことが原則であること、また、避難先に住民票がある場合に、避難先市町村に住基 DV 等支援措置を申し出て対象者となれば、申出の相手となる者からの住民票の写し等の請求があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられることを説明。

ケース②ーⅡ：

加害者の法定代理人としての代理権が消滅する（加害者が後見人でなくなるなど）等により、加害者が法定代理人として開示請求を行う懸念が解消されるまでの間、以下の対応を取る。

- －【情報提供者として】当該 DV・虐待等被害者の団体内統合宛名単位（個人単位）で不開示フラグを設定。
- －【情報照会者として】DV・虐待等被害者が行う手続により、被害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定。

4. 各機関において実施すること

《ポイント》

- 全ての情報連携事務所管課において対応が生じる可能性があるため、上記内容の周知徹底。
- 設定対象者の情報共有の手段、ルート等について検討し、設定対象者に係る情報が各情報連携事務所管課に対して確実に共有されるよう対応すること。
- 機関内において、具体的事例について共有を図ること。

- ・ 全ての情報連携事務所管課において、設定対象者を覚知し得る旨及び上記内容について周知を徹底する。
- ・ 設定対象者に係る情報の共有の手段、ルート等について検討し、設定対象者に係る情報が各情報連携事務所管課に対して確実に共有され、もれなく不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグが設定されるよう対応すること。この措置は、加害者のマイナポータルからの秘匿の観点からも、DV・虐待等被害者自身のマイナンバーカードの取得や、マイナンバーの変更の有無に関わらず必要であること。

また、可能な限り、情報照会の都度、設定対象者であることがシステム等により確認できる措置を検討することが望ましい。

- ・ 窓口ごとに判断にばらつきが生じないように、機関内における具体的事例について共有

を図ること。

- ・ 情報連携を行った後に設定対象者に該当することが判明した場合で、加害者が情報提供等記録を確認することで設定対象者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるとき（ケース①に相当するとき）は、速やかに当該情報提供等記録を不開示とする旨の追記を行うこと。

(参考)

- スマホ用電子証明書搭載サービスについて
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification>
- マイナポータル、代理設定、スマホ用電子証明書に関する FAQ
https://faq.myna.go.jp/?site_domain=default
- マイナンバーカードに関する FAQ
<https://www.kojinbango-card.go.jp/faq/>